

# 今すぐ申請！ マイナンバーカード



## 健康保険証として利用できるようになる

令和3年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として順次利用できます。利用には、事前の登録が必要です。登録の申込は、マイナポータル(インターネットサイト)からできます。

ただし、健康保険の変更(加入・喪失など)の届出は、これまでどおり必要です。



## マイナポイントで買い物ができる



### マイナポイントってなに？

マイナンバーカードを使って、予約・申込を行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると付与されるのがマイナポイントです。

マイナポイントの予約・申込には、マイナンバーカードに電子証明書の機能が搭載されている必要があります。

### いつまでにマイナンバーカードを申請すれば、マイナポイントがもらえるの？

令和3年3月末までにマイナンバーカードを交付申請した人は、マイナポイントをもらうことができます。カード受領後、マイナポイントの予約・申込を行い、令和3年9月末までにチャージまたは買い物した分が対象です。



## コンビニで住民票がとれるようになる

令和3年10月から、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで住民票や戸籍などの証明書を取得できます。平日、役場に来ることができない人は、ぜひご活用ください。



## 3月の土日・平日夜間開庁日【要予約】

3月13日(土)、16日(火)、28日(日) 火曜…午後6時15分～8時、土日…午前9時～正午  
※前日の正午まで予約を受け付けています。(土日祝日・閉庁時間帯を除く)

問合せ／住民課 戸籍係 ☎ 22-7508